二　中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。第三条第二項において「特定原産国」という。）

三　この政令の施行の日から平成三十年一月一日までの期間

2　この政令における原産地については、関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第四条の二第四項に定めるところによる。

（税率）

第二条　特定貨物に課する暫定不当廉売関税の税率は、五十三・〇パーセント（別表の上欄に掲げる生産者により生産された特定貨物にあっては、それぞれ同表の下欄に定める税率）とする。

（提出書類）

第三条　税関長は、高重合度ポリエチレンテレフタレート又は保税工場若しくは総合保税地域において行われた高重合度ポリエチレンテレフタレートを原料の一部とする製造による製品である外国貨物を輸入しようとする者に対し、当該高重合度ポリエチレンテレフタレートの原産地を証明した書類を提出させることができる。

2　特定原産国を原産地とする高重合度ポリエチレンテレフタレート又は保税工場若しくは総合保税地域において行われた特定原産国を原産地とする高重合度ポリエチレンテレフタレートを原料の一部とする製造による製品である外国貨物を輸入しようとする者は、当該高重合度ポリエチレンテレフタレートの生産者の作成した当該高重合度ポリエチレンテレフタレートの生産を証する書類その他税率の適用のために必要な書類を税関長に提出しなければならない。

3　関税法施行令第六十一条第二項及び第三項の規定は第一項の書類について、関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第二十八条の規定は前二項の書類について、それぞれ準用する。この場合において、関税法施行令第六十一条第二項中「同号の便益を受けようとする」とあるのは「その証明に係る」と、関税暫定措置法施行令第二十八条中「前条第一項」とあるのは「高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（平成二十九年政令第二百三十四号）第三条第一項又は第二項」と、「蔵入れ申請等がされる物品については、当該蔵入れ申請等。以下この章において同じ」とあるのは「当該証明に係る物品について蔵入れ申請等がされる場合（以下この条において「蔵入れ申請等の場合」という。）にあっては当該蔵入れ申請等とし、当該証明に係る物品が特例申告に係る貨物である場合（蔵入れ申請等の場合を除く。）にあっては当該特例申告とする」と読み替えるものとする。

（関税法の適用）

第四条　特定貨物に課する暫定不当廉売関税及び法の別表の税率（条約中に関税について特別の規定があり当該特別の規定の適用がある場合にあっては当該特別の規定による税率、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の二第一項第三号の規定の適用がある場合にあっては同号の税率とする。）による関税については、それぞれ別個の関税として関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二章の規定を適用する。

附　則

この政令は、公布の日の翌日から施行する。

別表（第二条関係）

生産者	税率
グァンドン・アイヴィエル・ペット・ポリマー・カンパニー・リミテッド（GUANGDONG IVL PET POLYMER CO., LTD.）	三十九・八％
ジャンイン・シンタイ・ニュー・マテリアル・カンパニー・リミテッド（JIANGYIN XINGTAI NEW MATERIAL CO., LTD.）	三十九・八％
ジャンイン・シンユー・ニュー・マテリアル・カンパニー・リミテッド（JIANGYIN XINGYU NEW MATERIAL CO., LTD.）	三十九・八％
ジャンスー・シンイエ・プラスチック・カンパニー・リミテッド（JIANGSU XINGYE PLASTIC CO., LTD.）	三十九・八％
チェジャン・ワンカイ・ニュー・マテリアルズ・カンパニー・リミテッド（ZHEJIANG WANKAI NEW MATERIALS CO., LTD.）	五十一・〇％
チャイナ・リソーシーズ・パッケージング・マテリアルズ・カンパニー・リミテッド（CHINA RESOURCES PACKAGING MATERIALS CO., LTD.）	五十一・四％
ドラゴン・スペシャル・レジン（シアメン）カンパニー・リミテッド（DRAGON SPECIAL RESIN (XIAMEN) CO., LTD.）	三十九・八％

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

規　則

○会計検査院規則第七号

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年九月一日

会計検査院長　河戸　光彦

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第五局情報通信検査課の事務分掌事項欄中「情報通信国際戦略局」を「国際戦略局」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。